

仙台市における医療のあり方に関する検討支援業務委託 公募型プロポーザル実施要項

この要綱は、仙台市における医療のあり方に関する検討支援業務（以下「本業務」という）を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続等に必要な事項を定めるものとする。

1 委託内容及び期間

- (1) 委託者：仙台市
- (2) 委託業務名：「仙台市における医療のあり方に関する検討支援業務」
- (3) 委託期間：契約締結日～令和5年3月17日（金）
- (4) 業務内容：別紙1「仙台市における医療のあり方に関する検討支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (5) 担当課：仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課医療政策係 電話：022-214-8196

2 委託金額の上限

金 18,185,000 円（消費税込み）

3 応募資格

本業務に係るプロポーザルに参加する者は、次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和25年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと
- (5) 仙台市税（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) 仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）
- (8) 過去10年以内に国・自治体において、本業務と同種又は類似のものを受託し、完了した実績があること

4 失格要件

応募書類を提出した者が次のいずれかに該当したときは、失格とする。

- (1) 応募書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき
- (2) 6の(3)の提出期間内に全ての応募書類を提出できなかったとき
- (3) 2の委託金額の上限額より高い見積もりを積算したとき

- (4) 6の(1)の⑤の企画提案書(以下「提案書」という。)が仕様書の内容を明らかに満たしていないとき
- (5) 契約に至るまでの間に(1)から(4)に掲げる要件に該当しなくなったとき

5 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

なお、日程が変更になる場合は、担当課より事業者に連絡する。

内 容	期 間 等
実施要項の公表	令和4年5月26日(木)
質問受付期限	令和4年6月8日(水)
質問への回答期限	令和4年6月10日(金)
応募書類の提出期限	令和4年6月15日(水)
選定結果通知	令和4年6月24日(金) 予定
契約	令和4年6月下旬

6 応募手続

応募を希望する事業者は、3の応募資格を確認の上、次により申込む。

(1) 応募書類

- ① 応募申込書(様式第1号)
- ② 事業者概要・業務実績書(様式第2号)
- ③ 業務実施体制(様式第3号)
- ④ 個人情報の取扱いに関する計画書(様式第4号)
- ⑤ 提案書(任意様式)
- ⑥ 見積・見積内訳書(様式第5号)
- ⑦ 定款または寄付行為(法人格を有しない場合は運営規約等)の写し
- ⑧ 消費税及び地方消費税に関する証明書(納税証明書、未納税のない証明書)
- ⑨ 市町村税の滞納がないことの証明書

※ 住所地(納税地)を所管する税務署の窓口にて請求すること。

(2) 提出方法：持参又は書留郵送若しくは宅配便

(3) 提出期間：令和4年6月9日(木)～6月15日(水)

9時～12時及び13時～17時(土曜日、日曜日を除く)

(4) 提出先：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課医療政策係(仙台市役所8階)

(5) その他：

- ① 本プロポーザル実施についての説明会は行わない。
- ② 応募書類(②～⑤)は、A4判(A3判折込可)とし、6部提出すること(1部原本、5部複写)。応募書類(①、⑥～⑨)は、別に綴り、1部のみ提出すること。
- ③ 提出書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

7 質問書

本要項又は仕様書の内容等に関する質問は、次により受付し、回答する。

(1) 質問方法：別紙2の質問書に記入の上、電子メールにより質問。

- (2) 提出先：仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課医療政策係
メールアドレス：fuk005522@city.sendai.jp
- (3) 受付期間：令和4年5月26日（木）～6月8日（水）
- (4) 回答方法：回答は、原則として令和4年6月10日（金）17時までに、ホームページで回答する。
- (5) その他：質問に対する回答は、募集要項の記載事項の追加又は修正とみなす。

8 提案書の書式等

- (1) 提案書は、A4判で縦又は横書きとし、左とじ（ダブルクリップ留め）の上、印刷したものを提出すること（両面印刷の場合、長辺とじで印刷すること。）。ただし、図表等については、必要に応じてA3判（折り込むようにすること。）様式も可。
- (2) 提案書は、20ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で10枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること（A3判は、A4判2ページ分の扱いとする。）。
- (3) 提案書に用いる文字サイズは、原則10.5ポイント以上（図中の説明にあつては、8ポイント以上）とすること。
- (4) IT専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。
- (5) 提案書には、社名等がわかる記載をしないこと。

9 提案書の提出

提案書の記載内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会社概要、業務体制等について

- ①会社概要
②業務実施体制（担当者の経歴及び業務実績など）

- (2) 本市内の医療の現状認識

昨年度開催した「仙台市の医療提供体制に関する懇話会」での議論も踏まえた、本市内の医療全般にかかる現状や課題等の認識。

※懇話会意見は別紙3「仙台市の医療提供体制に関する懇話会におけるご意見まとめ（最終版）」参照。なお、懇話会の議事録や配布資料等の詳細は、下記ホームページ参照のこと。

<https://www.city.sendai.jp/iryosesaku/4hp.html>

- (3) 当該業務の内容

- ①収集すべきデータ（アンケート調査により収集する情報含む）及びその収集方法（調査対象範囲など）
②データ分析の考え方、課題の抽出手法
③仕様書に記載されている事業を支援できる根拠、強み（手法、ネットワーク等）
④成果物納品までの想定されるスケジュール

- (4) 提案にあたっての留意点

提案書の内容について、市が必要と判断した場合、提案書の(1)に記す「業務責任者」または「主任担当者」に対してヒアリングを行う。

10 提案の審査及び選定方法

(1) 提案審査

- ①3の応募資格についての審査を行い、合致している応募者のみ、提案書の審査を行う。
- ②提案の審査は、仙台市健康福祉局が設置した「仙台市における医療のあり方に関する検討支援業務委託提案審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。委員会は健康福祉局が定めた別紙4「評価基準等一覧」に基づき提案書の内容を総合的に評価し、応募のあった提案それぞれについて採点する。
- ③委員会は非公開とする。

(2) 審査基準

応募が1社のみの場合であっても審査は実施し、平均点が65点以上のときは、当該提案を第一候補者とする。また、審査結果、得点が65点未満の提案しかなかった場合又は応募がなかった場合は、再度公募を実施する。

(3) 業務受託候補者の選定

委員会による提案審査の結果、得点の総計が最も高い提案をした者を本業務受託者の第1候補者とし、以下得点の高い提案順に第2候補者、第3候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、令和4年6月24日（金）以降、提案書を提出した全提案者あてに、電子メールで通知するとともに、本市ホームページにおいても公表する。

11 事業者の正式決定

プロポーザルの結果、内定した事業者に対し、本市が仕様書6に規定する個人情報保護規定に基づいた調査を行い、その調査結果を外部委託審査会で審査後、本市の個人情報保護規定の基準に該当し、その対策が適切かつ十分に取れていることが承認された事業者を委託先として正式決定し契約を行う（調査予定時期：令和4年7月上旬）。セキュリティの確保については、本市の「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」を参考のこと。

なお、本市における個人情報に係る業務を受託する事業者の個人情報保護責任者（※）は、本市が行うセキュリティ研修の受講が義務付けられている。個人情報の受け渡しは、研修の受講後になるため、原則として契約までに受講。

（※）一連の作業を行う間、個人情報の保護について責任を負う人。作業場所、作業人員、作業の方法などを随時確認し、個人情報がシステムの・人的に漏えい・滅失などしないように監督する。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

12 契約の締結

仙台市健康福祉局は、選定した第1候補者と業務委託の契約締結交渉を行い、見積書を

徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。なお、この協議には、提案の趣旨を逸脱しない範囲での提案内容の軽微な変更についての協議も含む。

第 1 候補者との契約締結交渉が不調となった場合は、第 2 候補者と契約交渉を行うことができることとし、第 2 候補者との交渉が不調となった場合は、第 3 候補者と交渉できることとする。

なお、委託事業により生じた特許権及び著作権等の財産権は、原則として市に帰属する。

13 留意事項

(1) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(2) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何に関わらず返却せず、本市の責任において処分する。

(3) 応募の辞退

応募申込書の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出する。

(4) 費用負担

応募に関する費用は、すべて事業者の負担とする。

(5) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

(6) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募に関わる検討のための目的以外で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

(7) 公文書

応募書類は、仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 2 条第 2 号に定める公文書になる。

14 その他

実施要項に定めのない事項については、本市の指示による。